

「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の変更案について (概要)

1. 背景

令和5年通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号。以下「改正法」という。）が成立し、令和5年4月28日に公布された。

改正法のうち目的規定等の改正、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設、地域公共交通利便増進事業の拡充等については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第220号）に基づき、令和5年10月1日に施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成26年総務省・国土交通省告示第1号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

別紙のとおり必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年8月

施 行：改正法の施行の日（令和5年10月1日）